明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二〇）　一
〔告　示〕
○自動車の型式を指定した件（国土交通三一五～三四七）　四
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同三四八～三五二）　九
○自動車の装置の型式を指定した件（同三五三～三七八）　一三
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十七年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、特定計量器型式承認、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　三三
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○厚生労働省令第二十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第一項、第六十一条の六第一項及び第八十二条並びに社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三を削る。

第十四条の二第一項中「この条から第十四条の四まで」を「この条及び次条」に、「又は第六十一条の六第一項に規定する休業を開始したときは、当該休業を開始した日の翌日から起算して十日以内」を「に規定する休業を開始したときは第百一条の十三第一項の規定により、当該被保険者が育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書の提出をする日までに、法第六十一条の六第一項に規定する休業を開始したときは第百一条の十九第一項の規定により、当該被保険者が介護休業給付金支給申請書の提出をする日まで」に、「様式第十号の二」を「様式第十号の二の二」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（被保険者の個人番号の変更の届出）

第十四条の二　事業主は、その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）が変更されたときは、速やかに、個人番号変更届（様式第十号の三の二）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

第十四条の四第一項中「様式第十号の二」を「様式第十号の二の二」に改める。

第百一条の五第一項中「、第百一条の七及び第百一条の八」を「及び第百一条の七」に改め、「添えて」の下に「、事業主を経由して」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。